別表六(二十七)の表中「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、

「雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六(二十九)「12」）」を「雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六(三十)「12」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉒」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑲」）」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第４号において「令和４年旧措置法」という。）」に改め、「(令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において同項の規定の適用を受ける場合に限る。)」を削り、同第11号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号。次号において「令和４年改正令」という。）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号において「令和４年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第11号中「が租税特別措置法」を「が令和４年旧措置法」に、「、租税特別措置法施行令」を「、令和４年旧措置法施行令」に改め、「）若しくは」の次に「旧令和２年改正前措置法施行令（令和４年改正令第２条の規定による改正前の令和２年改正前措置法施行令（」を、「令和２年政令第207号）」の次に「附則第２条第２項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令」を加え、「(以下」を「をいう。)をいう。以下」に、「「令和２年旧措置法施行令」という」を「同じ」に、「同法」を「令和４年旧措置法」に、「又は令和２年旧措置法施行令」を「又は旧令和２年改正前措置法施行令」に改め、同第四号中「租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項」を「令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第６項」に改め、同号(一)中「租税特別措置法施行令」を「令和４年旧措置法施行令」に、「計算した租税特別措置法」を「計算した令和４年旧措置法」に改め、同号(二)中「租税特別措置法」を「令和４年旧措置法」に改め、同表を別表六(二十八)とする。

別表六(二十四)から別表六(二十六)までを削る。

別表六(二十三)の表中「当期税額基準額 ⑬×$\frac{20}{100}$－(別表六(十四)「14」)－(別表六(二十二)「14」)」を「当期税額基準額 ⑬×$\frac{20}{100}$－(別表六(十八)「14」)」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑲」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑲」）」に、「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十四)「19」)－(別表六(二十二)「19」)」を「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十八)「19」)－(別表六(二十六)「４」)」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑱」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑱」）」に、「構成額」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑰」）」に改め、同表の記載要領第１号中「の租税特別措置法第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「の租税特別措置法第42条の12の４第３項」に改め、同第四号中「別表六(六)「７」」を「別表六(六)「８」」に改め、同表を別表六(二十七)とする。